

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 21 (25. 9. 11)	地域振興	<p>鳥取県私学審議会のあり方について</p> <p>▶陳情内容</p> <p>1. 私学審議会の権限の明確化と強化 私学審議会は「知事からの諮問に対して審議を行い、答申すること。」「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について知事に建議すること。」を役割として担っている。しかし、新設校認可にあたっては、設置基準に照らして法律上の問題の有無を厳密に検討する事にとどまっている。少子化が進行するなかで、今後の審議会のあり方として、近県あるいは全国の状況をも踏まえて、特に設置学科、定員等については県内私学の適正配置を考え判断したうえで、場合によっては学科と定員に制限を加え、知事に建議する必要があると考える。 したがって、知事への建議すべき内容を具体化し、明確にすることで、審議会の権限を明確化、強化していただきたいと考える。</p> <p>2. 知事認可権限の明確化と強化 私立学校の認可権限者である県知事は、審議会の答申や建議を尊重し、新設校の設置、学科の開設、定員の決定等に県内私学の適正配置の観点から制限を加えることができるよう、認可権限を明確化・強化すべきと考える。</p> <p>3. 審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化 私学審議会において認可までのスケジュール及び審査基準は、必ずしも明確でない現状がある。担当課との事前相談から認可までのスケジュールを開校時期から逆設定し、「事前相談の時期」「初回私学審議会の情報提供はいつ行うか」「最低何回の審議を必要とするか」「認可申請中と明示できるのはいつの時点からか」「生徒募集はいつの時点から開始できるのか」等を明確化するとともに、審査基準を明確にする見直し検討を行っていただきたいと考える。</p>	<p>一般社団法人 鳥取県私立学校協会 会長 永島正道 (鳥取市戎町 505 番地 1)</p> <p style="text-align: right;">外 1 団体</p>

	<p>4. 私学審議会委員の専門性の担保</p> <p>現在、鳥取県私学審議会委員には各界の専門性をもった委員が選考されている。しかし、私学代表以外の委員の方々が必ずしも私学行政、私学教育の問題点等に明るいとまでは考えられない。研修もない現状から各委員独自の研修に任されている状況である。少子化が急速に進行している現在、私学をとりまく諸問題は、単県のみでの判断では十分とはいえず、広い視野からの審議を必要としていると考える。したがって、私学審議会委員の研修の機会を設けたり、私学関係者からの意見を聴取する機会を設けていただき、より専門性のある委員として審議、検討していただきたいと考える。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>鳥根県において学校法人慈慶学園出雲医療看護専門学校認可に際し、私学審議会のあり方が問題となり、新たな私学審議会のあり方が検討され、改正案が作成されており、今年9月の鳥根県議会に諮られようとしている。</p> <p>また現在、学校法人慈慶学園が鳥取県に同規模の鳥取医療看護専門学校を開校しようとしている。</p> <p>この際、鳥根県で起きた認可に関わる問題が鳥取県でも起きないように、鳥取県私学審議会のあり方を再検討して頂くよう4点を陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私学審議会の権限の明確化と強化 2. 知事認可権限の明確化と強化 3. 審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化 4. 私学審議会委員の専門性の担保 	
--	---	--